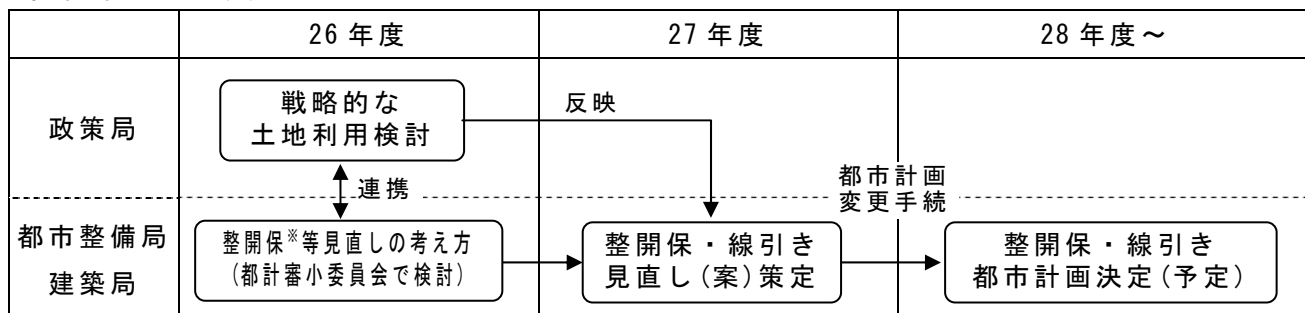


## 戦略的な土地利用について

## ＜検討経過と今後の進め方＞



※都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「整開保」)  
本市が定める都市計画については、すべてこの方針に即したものでなければならない(都市計画法第6条の2)

## 1 戦略的な土地利用のねらい

中期4か年計画の「未来のまちづくり戦略」では、市街化調整区域を中心として、鉄道駅やインターチェンジ周辺などにおける戦略的な土地利用の実現を目指しています。

対象となる地区については、良好な緑や農の保全などとのバランスを図りながら、当該地域にふさわしい機能を誘致・集積させることで、持続的な都市の成長・発展につなげます。

## 2 対象地区について

戦略的な土地利用を図る対象は、市街化調整区域内の次のような地区としています。

- ① 拠点機能誘導地区(インフラ整備に合わせて都市的土地利用が考えられる地区)
  - ・ 鉄道駅や高速道路インターチェンジの整備が予定されている地区
  - ・ 米軍施設跡地
- ② 土地活用誘導地区(都市的土地利用を誘導することで都市活力の向上につながる地区)
  - ・ 既存の鉄道駅周辺において都市的土地利用の可能性が見込まれる地区

## 3 整開保への反映内容について

現在見直しを行っている整開保の案に、次のとおり戦略的な土地利用の考え方を反映します。これをもとに、今後、対象となる地区において、地域の合意形成等の必要な検討を行いながら具体化を図ります。

## 【整開保の案(反映部分のみ抜粋)】

## ■市街化調整区域の土地利用の方針

以下の地区について、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、地域の合意形成や事業実施の見通しが立った際には、地区計画の決定等と併せて市街化区域へ編入する。

○鉄道駅・高速道路インターチェンジ周辺、米軍施設跡地